

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長及び常務理事の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、本会役員のうち、会長及び常務理事に対して支給する報酬等の総額の範囲及び支給の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における会長及び常務理事とは、定款第18条第2項に定める会長及び常務理事をいう。

(報酬等の総額の範囲及び支給の基準)

第3条 会長及び常務理事に対して支給する報酬等の総額の範囲及び支給の基準は、この条及び別表に定めるとおりとする。

- 2 会長及び常務理事には、報酬及び通勤手当を支給する。
- 3 会長及び常務理事の通勤手当の額は、本会職員の例により算定して得た額とする。

(支給等)

第4条 報酬等の支給に関する取扱い事項については、本会職員の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程の施行についての必要事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程（平成19年8月1日施行）及び社会福祉法人大分市社会福祉協議会常勤役員の報酬に関する規程（平成3年1月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程による報酬等は、この規程の施行の日以後の勤務に係る報酬等について適用し、同日前の勤務に係る報酬等については、なお従前の例による。

別 表

| | 総額の範囲（年度） | 支給の基準 | |
|------|----------------------------------|----------|------|
| | | 月額 | 手当 |
| 会 長 | 3,480,000円にその年度における通勤手当の額を加えた額以内 | 290,000円 | 通勤手当 |
| 常務理事 | 3,360,000円にその年度における通勤手当の額を加えた額以内 | 280,000円 | |

○社会福祉法人大分市社会福祉協議会評議員、役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会定款（以下、「定款」という。）第2章に規定する評議員、第4章に規定する理事（定款第18条第2項に規定する会長及び常務理事を除く。）、監事、第5章に規定する顧問及び第8章に規定する各種委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は、別表のとおりとする。

2 報酬は、行政職員又は社会福祉法人大分市社会福祉協議会の職員である役員等には、支給しない。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に併せ、「社会福祉法人大分市社会福祉協議会役員費用弁償に関する規程（昭和47年4月1日施行）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

| 区 分 | 報 酬 額 | 年間支給総額 |
|---------|------------------|-----------|
| 評 議 員 | 会議出席1日につき 4,500円 | 36,000円以内 |
| 理 事 | 会議出席1日につき 4,500円 | 36,000円以内 |
| 監 事 | 会議出席1日につき 4,500円 | 40,500円以内 |
| 顧 問 | 会議出席1日につき 4,500円 | 36,000円以内 |
| 各種委員会委員 | 会議出席1日につき 3,500円 | |